

証券コード 6815  
2022年6月13日

株 主 各 位

東京都中央区八丁堀二丁目12番7号  
ユニデンホールディングス株式会社  
代表取締役社長兼CFO 武藤 竜弘

## 第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当社では、後記の新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じた上で、本定時株主総会を開催させていただきますが、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止のため、本定時株主総会当日のご来場をお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することができます。書面またはインターネットによる議決権行使は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、本定時株主総会におきましては、当日会場にご来場いただくことなく、後記の専用サイトをを用いた方法により、本定時株主総会の様子をライブ視聴することができます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区茅場町三丁目2番10号  
鉄鋼会館 7階
- \*開催場所が昨年と異なっております。  
末尾掲載の「会場ご案内図」をご確認いただき、お間違いのない  
ようご注意ください。

3. 目的事項  
報告事項

1. 第57期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第57期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件  
（株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるための変更）
- 第3号議案 定款一部変更の件  
（会計監査人との責任限定契約締結のための変更）
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型報酬導入の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等限度額設定の件

#### 4. 新型コロナウイルスの感染拡大防止に対するご協力をお願い

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されていることに鑑み、本定時株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で開催させていただきます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、以下のとおりお願い申し上げます。株主の皆様及び当社役職員の安全確保のため、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

- 本定時株主総会につきましては、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただく方法もございますので、そちらのご利用もご検討ください。
- 当日のご出席を希望される株主の皆様におかれましても、本定時株主総会当日までの感染状況や政府・地方自治体の発表内容を十分にご確認の上、ご自身の健康状態にかかわらず、本定時株主総会へのご来場を見合わせていただくことも含めて、ご検討いただきますようお願い申し上げます。
- 当日は株主様の新型コロナウイルス感染防止のため、座席の間隔を拡げさせていただきます。ご用意できる席数に限りがございますため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、お願い申し上げます。
- 当日ご来場いただいた場合でも、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、会場内でのマスクの着用等の感染拡大防止にご協力いただけない方は、ご入場をお控えいただく場合がございます。
- 当日ご来場いただく場合には、手指の消毒、マスクの着用、受付での検温へのご協力をお願い申し上げます。

## 5. 議決権の行使についてのご案内

### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

書面により議決権を行使される場合に、議案に対する賛否のご表示がされていないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

### (2) インターネット等による議決権行使の場合

5頁の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご参照の上、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに行使してください。

以 上

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.uniden.co.jp>）より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけインターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。

本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.uniden.co.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。

従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.uniden.co.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会決議の結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年6月27日（月曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
  - ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
  - ・株主様以外の第三者による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
  - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
  - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
  - ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。

2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- （1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- （2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

TEL：0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

## ～株主総会インターネット参加のご案内～

株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子を傍聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ中継を行います。

当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

### 1. 配信日時

2022年6月28日（火曜日） 午前10時～株主総会終了時刻まで

※天変地異や新型コロナウイルス感染症の拡大等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。配信の可否、状況等につきましては、随時当社HP等によりご案内させていただきます。

### 2. 株主総会の視聴方法

URL : <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

- ① 上記URL（株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」）へアクセスしてください。
- ② 株主様認証画面（ログイン画面）で「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。「ログインID」と「パスワード」は、招集通知に同封されている議決権行使書裏面に記載されております。
- ③ なお、議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取っていただくと、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略して株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へログインいただくことが可能です。  
※本サイトの公開期間は、本招集通知到着時～2022年6月28日です。  
公開期間外は、株主様認証画面（ログイン画面）は表示されるものの、ログイン後のページにアクセスすることはできません。
- ④ ログイン後、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。

※当日ライブ視聴ページは、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

\*「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

### 【インターネット参加にかかるご留意事項】

- インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- 議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネット投票、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願いいたします。

- インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- 同封の議決権行使書を紛失された場合、以下のお問い合わせ先にて、再発行が可能です。
- ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

### 【推奨環境】

本サイトの推奨環境は以下のとおりです。

なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows 10以降	MacOS X 10.13 (High Sierra) 以降	iOS 13.0以降	iOS 12.0以降	Android 8.0 以降
ブラウザ*各種最新	Google Chrome、 Microsoft Edge (Chromium)	Safari、 Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

\*上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

### 【本サイトに関するお問い合わせ】

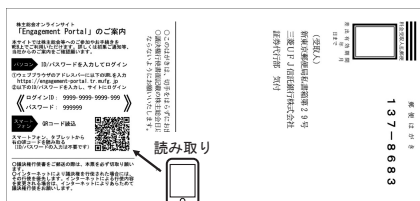
TEL 0120-676-808（通話料無料）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

（土日祝日等を除く平日9：00～17：00、ただし、株主総会当日は9：00～株主総会終了まで）

### 【ご参考：株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のアクセス方法ご案内】

1. QRコードの読み取りによりログインする場合  
 <<同封の議決権行使書裏面（イメージ）>>





## 2. 個別のログインID・パスワードによりログインする場合 ◀株主様認証画面（ログイン画面）▶

① IDを入力  
会社ID  
支店ID  
個人ID

②  利用規約に同意する

③ ログイン

パスワードを忘れた方はこちら

※ログインID、パスワードは議決権行使書裏面に記載されています。  
パスワードは最大10文字まで入力可能です。英数字と記号のみで構成し、英大文字と英小文字、数字、記号をそれぞれ1文字以上含む必要があります。  
※ログインIDは必ず半角英数字で入力してください。  
お問い合わせ先：株主総会事務局 総務部  
TEL 03-3220-5999（直通線） 受付時間：平日9時～17時（受付終了後）

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセスしてください。

①同封の議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワード(※)を入力してください。

②利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。

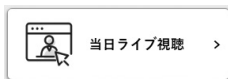
③「ログイン」ボタンをクリックしてください。

※議決権行使WEBサイトでパスワード変更した後も、議決権行使書裏面に記載のパスワードをご利用ください。

(画面はイメージです。編集等により、実際の画面とは異なる場合がございます)

## 3. ポータルサイト（株主総会当日）

- ① ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



※当日ライブ視聴ページには、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

- ② 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。
- ③ 当日ライブ視聴ページが表示されます。

(提供書面)

## 事業報告

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度より、ユニデン不動産株式会社を持分法適用会社化したことに加え、2021年11月19日開催の臨時株主総会以降の新たな体制の下で策定した「不動産事業の終息」並びに「エレクトロニクス事業への経営資源の集中」を掲げた中期経営計画内の方針に基づき、従来のエレクトロニクス事業と不動産事業の区分によるセグメント報告から、エレクトロニクス事業をリージョン別にご報告するセグメント区分に変更いたしました。この変更により、当社グループの報告セグメントは、「北米・中南米」「オセアニア」「日本」「欧州・中東」「アジアその他」となりました。

当社グループでは、売上高及び営業利益を重要な経営指標と位置づけており、「人と人をつなぐコミュニケーションツールの提供を通じて、情報伝達の隙間のない社会の構築、維持に、社会の一員として貢献する」という経営理念に基づき、エレクトロニクス事業を営んでおり、CB無線機、スキャナーラジオ、レーダーディテクター、車載用モニターなどの製品を北米・中南米市場を中心に販売展開しております。現在、生産コストや販売費及び一般管理費の見直しを継続的に実施しており、不採算モデルの統廃合等による、選択と集中に取り組んでおります。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高12,887百万円(前年同期比33.1%減)、営業利益1,216百万円(同15.7%減)、経常利益1,655百万円(同16.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益1,787百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益3,658百万円)と減収増益となりました。売上高をはじめ前年同期比において減少となっている主な要因は、前年同期に外部顧客への売上高8,279百万円であったユニデン不動産株式会社を持分法適用会社に移行したことによる影響となります。また、特別利益項目として当社保有の不動産を売却したこと等により、固定資産売却益が335百万円計上され、親会社株主に帰属する当期純利益は、1,787百万円(同51.1%減)となりました。

セグメント別(リージョン別)の状況は次のとおりであります。

##### 【北米・中南米】

主力市場となる北米において、数年前にリリースしたレーダーディテクターの高価格帯商品において順調に需要の成長が見られます。このレーダーディテクター事業分野において優れた製品開発の機能を有する、韓国企業 ATTOWAVE CO., LTD. の株式の80%を、2021年9月24日に取得し当社の連結子会社といたしました。これによりレーダーディテクター事業における一連のバリューチェーンをより緊密かつ有機的に機能させ、市場の変化に迅速に対応することが可能になると考えております。

また、北米市場における主力商品であるデジタルスキャナー(広域帯無線受信機)は、新型コロナウイルス感染拡大による巣籠もり需要により売上高の増加が見られ、CB無線機においても、ポストコロナの反動需要等により販売が好調に推移しました。以上の結果、当連結会計年度における本セグメントの売上高は6,633百万円(前年同期比16.0%増)となりました。

一方、世界的な半導体不足や、新型コロナウイルス感染症による物流の停滞などの影響により、原材料・部品の調達原価や輸送コスト等の原価上昇が影響し、営業利益においては453百万円と前年同期と比較し105百万円の減少となりました。

### 【オセアニア】

もう一つの海外主力市場となるオーストラリアにおいて、半導体・電子部品の供給不足や国際貨物の大幅遅延の影響を受けたものの、新型コロナウイルス禍における渡航制限により、国内キャンピングレジャーが人気となり、同レジャーにて使用されるCB無線機の販売が好調でした。

また、住宅リフォームの増加に伴いセキュリティ機器(ワイヤレス・カメラ)の販売も好調となりました。これらの製品は利益率も高く、当連結会計年度における本セグメントの売上高は3,964百万円(前年同期比12.4%増)となり、営業利益は462百万円と前年同期と比較し308百万円の増加となりました。

### 【日本】

日本国内においては、深刻な半導体・電子部品不足の影響を受け、セキュリティ機器(ワイヤレスカメラ・モニター)・デジタル家電機器(車載用ワイヤレス・リアモニター)ともに需要に対応できない状況ではあったものの、その影響は前期に比較して軽微でありました。

また、前述のとおり前年同期に売上高8,279百万円であったユニデン不動産株式会社が持分法適用会社に移行したことにより、売上高が減少いたしました。これらの結果、当連結会計年度における本セグメントの売上高は1,028百万円(前年同期比89.3%減)となり、営業利益は317百万円と前年同期と比較し168百万円の減少となりました。

### 【欧州・中東】

欧州・中東においては、無線機器(広域無線受信機・CB無線機)及び車載機器(レーダーディテクター)はいずれも販売好調で増収となりました。

当連結会計年度における本セグメントの売上高は538百万円(前年同期比136.3%増)となり、営業利益は80百万円と前年同期と比較し43百万円の増加となりました。

### 【アジアその他】

アジアその他については、アジア地域において、ベトナム工場における近隣からの受注加工生産が増加したことに加え、前述のとおり韓国 ATTOWAVE CO., LTD. を連結子会社化したこと等により、売上高・営業利益ともに増加となりました。

本セグメントの売上高は721百万円(前年同期比236.1%増)となり、営業利

益は158百万円と前年同期と比較し121百万円の増加となりました。

- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度の設備投資総額は、420百万円であり、主なものは次のとおりであります。  

その他アジア	UNIDEN VIETNAM LTD.	生産設備更新及び増設	312百万円
北米・中南米	UNIDEN AMERICA CORPORATION	新規金型等	55百万円
- ③ 資金調達の状況  
特記すべき資金調達はございません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
当社は2021年9月24日を効力発生日として、当社の主要販売製品であるレーダーディテクターの仕入先であったATTOWAVE CO., LTD. の株式80%を取得し、同社を当社の子会社といたしました。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第 54 期 (2019年3月期)	第 55 期 (2020年3月期)	第 56 期 (2021年3月期)	第 57 期 (2022年3月期)
売 上 高(百万円)	20,669	20,034	19,270	12,887
経 常 利 益(百万円)	2,381	449	1,418	1,655
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)(百万円)	1,380	△463	3,658	1,787
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	234円65銭	△78円83銭	622円27銭	304円09銭
総 資 産(百万円)	39,318	41,556	47,822	43,411
純 資 産(百万円)	30,399	28,726	32,963	33,761
1株当たり純資産額	5,055円05銭	4,765円99銭	5,477円06銭	5,705円32銭

- (注) 1. 第57期(当連結会計年度)の状況は、「(1)当連結会計年度の事業の状況①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
2. 2018年10月1日付けで普通株式10株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第54期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況（2022年3月31日現在）

① 親会社との関係  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
UNIDEN HOLDING, INC.	US\$ 93,790,000.00	% 100.0	北米地域の持株会社
UNIDEN AMERICA CORPORATION	US\$ 16,895,428.53	(100.0)	無線通信・応用機器及び電話関連機器の販売
UNIDEN AUSTRALIA PTY. LTD.	A\$ 8.00	100.0	無線通信・応用機器及び電話関連機器の販売
香港友利電有限公司	HK\$ 1,155,014,000.00	100.0	原材料の購買
UNIDEN VIETNAM LTD.	US\$ 8,450,000.00	100.0	無線通信・応用機器及び電話関連機器の製造
ユニデンジャパン株式会社	円 100,000,000	100.0	欧州向け及び国内向け販売事業
ATTOWAVE CO., LTD.	KRW 600,000,000	80.0	レーザー・レーダーディテクター/ 電子通信機械器具及び関連機器の開発及び製造

- (注) 1. 議決権比率のカッコ書きは間接所有持分です。  
 2. 当期末の連結子会社は12社、持分法適用会社は2社となりました。  
 3. 前事業年度末において重要な子会社であったUNIDEN FINANCIAL, INC.とUNIDEN SERVICE, INC.は、2022年3月31日付にてUNIDEN AMERICA CORPORATIONに吸収合併されたことに伴い、重要な子会社から除外いたしました。  
 4. 前事業年度末において重要な子会社であったユニデン不動産株式会社は、持分法適用関連会社化されたことに伴い、重要な子会社から除外いたしました。  
 5. 2021年9月24日にATTOWAVE CO., LTD.の80%株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

### (4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染の収束時期が未だ見通せない中、依然として先行き不透明な状況が続くことを予想しております。当社エレクトロニクス事業の中核であるWireless Communicationsは、外部要因の変動に需要が左右されにくい面があるものの、世界的な半導体・電子部品不足や国際物流混乱の影響を受け、一部製品が減産を余儀なくされ需要に対応できないなど、新型コロナウイルス感染拡大の影響による不確実性は依然として懸念され、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

このような経営環境において、当社は「人と人をつなぐコミュニケーションツールの提供を通じて、情報伝達の隙間のない社会の構築、維持に、社会の一員として貢献する」という経営理念に基づき、エレクトロニクス事業におけるポートフォリオマネジメントの強化や新事業や新領域への進出、生産効率の改善により、

収益性と資本効率の更なる向上を実現してまいります。

<次期施策>

- ① 製品競争力の強化：  
採算性重視施策の継続的な運用、市場での各カテゴリーにおけるシェアの拡大  
エレクトロニクス事業における新規カテゴリーの開発と展開  
電子商取引（E-commerce）の強化  
不採算製品カテゴリーの撤退  
緊密かつ有機的なバリューチェーンの構築
- ② 次世代成長事業の確立：  
エレクトロニクス事業の更なる成長のための投資（生産設備の拡張、ノックダウン工場の新設の検討、M&A等）  
不動産事業の終息（当社保有資産の売却、ユニデン不動産への貸付金回収等）
- ③ グローバル経営を支える経営基盤の強化：  
専門人材（経営企画、ファイナンス、多言語）の採用・育成強化  
経営管理部門の強化（経理財務本部におけるFP&Aグループの設置と強化）  
ITによるグローバル経営の高度化（BIツール及びCMS導入によるグループ経営管理業務の効率化とグループ資金管理の強化）  
高いコンプライアンス意識を持つ社風の構築（6本部1室体制による組織機能と役割責任の明確化）
- ④ 中期ビジョン実現に向けた人材・組織の活性化  
女性・外国人を含めた中途採用の強化  
チャレンジを奨励する人事制度（評価制度、インセンティブ等）の導入  
IT活用による経営トップと現場とのコミュニケーション強化  
部門横断志向の抜擢・配置転換

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、エレクトロニクス事業を主要な事業としており、主な製品は次のとおりです。

無線通信・応用機器	: デジタルスカナー、レーダー・レーザーディテクター、CBトランシーバー、UHFCBトランシーバー、GMRSTトランシーバー、海上用無線通信機器、ビデオサーベイランス、ドライブレコーダー
電話関連機器	: DECT規格デジタルコードレス電話機
セキュリティ機器	: ワイヤレスカメラ・モニター
デジタル家電機器	: 車載用ワイヤレスリアモニター

なお、取扱製品は海外子会社で生産又は完成品供給サプライヤーから調達し、国内及び海外（北米、オセアニア、欧州、アジア等）の得意先に販売しております。

(6) 主要な事業所及び工場（2022年3月31日現在）

- ① 当社

名 称	所 在 地
ユニデンホールディングス株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目12番7号

## ② 子会社等

名 称	所 在 地
UNIDEN AMERICA CORPORATION	アメリカ合衆国デラウェア州 (注)
UNIDEN AUSTRALIA PTY. LTD.	オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州
ユニデンジャパン株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目12番7号
UNIDEN VIETNAM LTD.	ベトナム社会主義共和国ハイズン省
ATTOWAVE CO., LTD.	大韓民国ソウル特別市

(注) 所在地は上記のとおりであります。実際の業務はアメリカ合衆国テキサス州で行っております。

## (7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
972名	139名増

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、役員及びパートは含んでおりません。  
 2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて増加しましたのは、2021年9月24日付でATTOWAVE CO., LTD. を連結子会社化したことによる41名増加及びUNIDEN VIETNAM LTD. の受託加工生産の受注増加に伴う生産人員増員によるものであります。

### ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
33名	10名増	43.63歳	7.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、役員及びパートは含んでおりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響について)

新型コロナウイルス感染症の地球規模にわたる影響により、当社グループが海

外で展開するエレクトロニクス事業の調達・生産・物流・販売の多くの活動に悪影響を受けております。また、各国で実施されている渡航制限等の制約により現地情報収集が困難となるなど経営管理でも影響は小さくありません。当社グループは関係者の健康・安全を最優先とし、感染予防・拡大防止に努めながら事業活動を行っておりますが、事態の長期化により、当社グループの業績及び財政状態に更なる影響を及ぼす可能性があります。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数    | 16,900,000株 |
| ② 発行済株式の総数    | 5,879,501株  |
| ③ 株主数         | 6,291名      |
| ④ 大株主 (上位10名) |             |

株主名	持株数	持株比率
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	931千株	15.85%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	555千株	9.45%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	382千株	6.50%
フジファンド株式会社	358千株	6.09%
CITCO TRUSTEES(CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF THE VPL1 TRUST DIRECT OR ROBERT THOMAS (常任代理人 立花証券株式会社)	300千株	5.10%
FCP SEXTANT AUTOUR DU MONDE (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	200千株	3.40%
CORNWALL MASTER LP PRESIDENT MAI JAMES (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	200千株	3.40%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	138千株	2.35%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	124千株	2.11%
CACEIS BANK FOR(EQUITIES) NON TREATY UCITS CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	91千株	1.55%

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式(802株)を除いて計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2022年 3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼CFO	武藤 竜 弘	UNIDEN AMERICA CORPORATION CEO・CFO ユニデンジャパン株式会社 代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	大里 真理子	株式会社アークコミュニケーションズ 代表取締役
取締役 (監査等委員)	清水 厚	CaN Accounting Advisory株式会社 代表取締役
取締役 (監査等委員)	中野 智 美	中野智美公認会計士・税理士事務所 代表
取締役 (監査等委員)	溝上 聡 美	メソテース法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)大里真理子氏、清水厚氏、中野智美氏及び溝上聡美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役(監査等委員)大里真理子氏、清水厚氏、中野智美氏及び溝上聡美氏について、東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
3. 取締役(監査等委員)清水厚氏及び中野智美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)溝上聡美氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集、情報共有及び内部監査部門等との連携の強化を図り、監査・監督機能の実効性を高めるため、清水厚氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社と各社外取締役(大里真理子氏、清水厚氏、中野智美氏及び溝上聡美氏)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の社外取締役全員は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。なお、2021年11月19日をもって退任いたしました社外取締役関昌弘氏及び社外監査役南惟孝氏とも、同様の責任限定契約を締結しておりました。2021年11月19日をもって辞任いたしました社外監査役黒田克司氏とも、同様の責任限定契約を締結しておりました。

#### ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

(自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
安藤 達哉	2021年 6月29日	任期満了	取締役CSO
岡咲 嘉一	2021年 8月 6日	辞任：一身上の都合	常勤監査役
藤本 節雄	2021年 9月 3日	辞任：一身上の都合	監査役

黒田 克司	2021年11月19日	辞任：一身上の都合	監査役 株式会社東京証券取引所 社 外監査役（2021年6月退任）
南 惟孝	2021年11月19日	任期満了	監査役
西川 健之	2021年11月19日	任期満了	代表取締役会長
高橋 浩平	2021年11月19日	任期満了	取締役 ユニデンジャパン株式会社 代表取締役社長
高橋 純也	2021年11月19日	任期満了	取締役
関 昌弘	2021年11月19日	任期満了	社外取締役

(注) 1. 黒田克司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 南惟孝氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

### ③ 事業年度中に異動した取締役

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

氏名	新	旧	異動日
西川 健之	代表取締役会長	代表取締役社長	2021年6月29日
武藤 竜弘	代表取締役社長兼CFO	取締役CFO	2021年6月29日
関 昌弘	取締役	—	2021年6月29日
大里 真理子	取締役（監査等委員）	取締役	2021年11月19日
清水 厚	取締役（監査等委員）	—	2021年11月19日
中野 智美	取締役（監査等委員）	—	2021年11月19日
溝上 聡美	取締役（監査等委員）	—	2021年11月19日

### ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役であります。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により会社の役員として業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

### ⑤ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

#### a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、2021年4月以降の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）

を定めており、その概要は、以下のとおりです。

○報酬方針

当社の取締役の報酬等は、以下の考え方にに基づき決定します。

1. 優秀な人材の獲得・保持が可能となる報酬体系及び報酬水準であること
2. 企業価値向上・株主還元のバランスを考慮した報酬制度であること
3. 公平・公正な報酬制度であること

○報酬体系

当社取締役の報酬体系は、「基本報酬（固定報酬）」及び「インセンティブ報酬（変動報酬）」で構成し、インセンティブ報酬（変動報酬）は、「業績連動型賞与」としております。

報酬の種類及び報酬の種類毎の目的・概要は図表1のとおりです。

図表1. 報酬の種類、目的・概要

報酬の種類		目的・概要
固定	基本報酬	職責に応じた堅実な職務遂行を促すための固定報酬（毎月固定額を毎月末日に支給）
変動	業績連動型賞与	事業年度毎の業績目標の達成による株主への還元を実現するべく、「親会社株主に帰属する当期純利益（分配可能額）」を生み出したか否かに基づく業績連動報酬 なお、当事業年度を含む「親会社株主に帰属する当期純利益（分配可能額）」の推移は、1. (2) 財産及び損益の状況に記載のとおりである。
		・全取締役の賞与の原資となる「分配可能額」は、利益三分配（株主・社内留保・従業員及び役員）の考え方に基いて決定
		・個人別の取締役に対する「分配可能額」は、各取締役の管掌事業及び各事業意思決定への関与度合いを勘案して決定*1
		・各事業年度終了後に一括して支給

\*1：各取締役の管掌事業及び各事業運営への直接関与度合い

取締役氏名	役位	管掌事業及び各事業への直接関与度合い		
		エレクトロニクス事業	不動産事業	合計
西川 健之	代表取締役会長	—	100%	100%
武藤 竜弘	代表取締役社長兼CFO	95%	5%	100%
安藤 達哉	取締役	100%	—	100%
高橋 浩平	取締役	100%	—	100%

高橋 純也	取締役	—	100%	100%
-------	-----	---	------	------

なお、2021年11月の監査等委員会設置会社への機関設計の変更後、役員報酬体系の見直しを協議してまいりました。第57回定時株主総会の決議事項第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額設定の件」並びに第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型報酬導入の件」が原案通り承認可決されますと第58期事業年度以降については、取締役の個人別の報酬等の内容については、社外取締役が委員長を務め、社外取締役が構成員の過半数を占める任意の指名報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて承認を取るプロセスとなります。第58期以降の取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針については、2022年5月13日開催の取締役会において、その変更を決定しており、その具体的な内容は、株主総会参考書類の取締役の新たな報酬制度について〈第5号議案、第6号議案の件のご説明〉をご参照ください。

#### b. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

2021年11月までの取締役の個人別の報酬等の具体的内容については、当社株主総会でご承認いただきました報酬限度額の範囲内で、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長西川健之氏が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定してまいりました。

代表取締役会長西川健之氏に取締役の個人別の報酬等の内容の決定を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役会長が最も適しているからであります。

2021年11月19日の任意の指名報酬委員会設立後、取締役会の諮問に基づき、役員報酬体系の見直しを協議してまいりました。第58期以降の取締役の個人別の報酬等の内容については、社外取締役大里真理子氏が委員長を務め、代表取締役武藤肇弘氏だけでなく、清水厚氏、中野智美氏及び溝上聡美氏の3名の社外取締役が構成員の過半数を占める任意の指名報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて承認を取るプロセスとなります。取締役会は、任意の指名報酬委員会に個人別の報酬等の決定を委任しており、当該委員会にて当該報酬等を決定しました。

#### ○取締役の個人別報酬等の審議・決定プロセス

2021年11月の機関設計変更前まで、取締役の個人別報酬等の決定は、取締役会で行い、各役員への各事業への貢献度の実情を勘案し、協議の上、決定しておりました。例えば、不動産事業管掌役員であっても、取締役会の場において、エレクトロニクス事業の経営判断に意見をし、取締役として経営判断に参画している点を考慮し、協議により決定した経営判断が利益獲得に貢献した場合などには、エレクトロニクス事業の役員報酬配分に加えることとしてまいりました。

2021年11月19日の任意の指名報酬委員会設立後、取締役会の諮問に基づき、役員報酬体系の見直しを協議してまいりました。当事業年度については、社外取締役が委員長を務め、社外取締役が構成員の過半数を占める任意の指名報酬委員会への諮問を経て、基本報酬のみの支給とし、業績連動

型賞与は支給しないことを取締役会に上程し、取締役会において全会一致を以て承認可決いたしました。

取締役会は、2021年11月以降の当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が2021年2月10日開催の取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別総額(百万円)			対象となる役員の数(人)
		基本報酬	業績連動型賞与	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	92 (4)	92 (4)	— (—)	— (—)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	10 (6)	10 (6)	— (—)	— (—)	4 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	13 (13)	13 (13)	— (—)	— (—)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	116 (25)	116 (25)	— (—)	— (—)	15 (8)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 2021年11月19日開催の臨時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)の報酬等限度額は年額800百万円以内、監査等委員の報酬等限度額は年額40百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は1名、監査等委員の員数は4名です。  
 3. 当該事業年度末現在の取締役(監査等委員を除く。)は1名であります。  
 4. 当該事業年度末現在の取締役(監査等委員)は4名であります。  
 5. 上表には、当事業年度中に退任した取締役(監査等委員を除く。)6名(うち社外取締役2名)及び監査役4名(うち社外監査役2名)を含んでおります。

⑦ 社外役員に関する事項

- 1) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役大里真理子氏は、株式会社アークコミュニケーションズの代表取締役であります。当社は、株式会社アークコミュニケーションズとの間には特別の関係はありません。

取締役清水厚氏は、CaN Accounting Advisory株式会社の代表取締役であります。当社は、CaN Accounting Advisory株式会社との間に特別の関係はありません。

取締役中野智美氏は、中野智美公認会計士・税理士事務所の代表であります。当社は、中野智美公認会計士・税理士事務所との間に特別の関係はありません。

取締役溝上聡美氏は、メンテース法律事務所の代表弁護士であります。当社は、メンテース法律事務所との間に特別の関係はありません。

2021年11月19日をもって辞任いたしました監査役黒田克司氏は、株式会社東京証券取引所の社外監査役でありました。当社は、株式会社東京証券取引所との間には特別の関係はありません。

## 2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
大里 真理子	社外取締役	2021年11月19日退任までの当事業年度に開催された取締役会には、12回中12回全てに出席し、経営者として培った経験・見地から、適宜発言を行っております。また、取締役の役員賞与の決定においては、独立社外取締役として、各社内取締役の貢献度に応じた評価、決定に至るプロセスを監視し、承認を行ってまいりました。
関 昌弘	社外取締役	2021年11月19日退任までの当事業年度に開催された取締役会には、8回中8回全てに出席し、証券会社等で培った経験・見地から、適宜発言を行っております。主に株主対応などの取り組み方について、適宜提言を行ってまいりました。
黒田 克司	社外監査役	2021年11月19日辞任までの当事業年度に開催された取締役会には12回中10回、当事業年度に開催された監査役会には25回中25回に出席し、主に公認会計士として培った豊富な経験・見地から、積極的に発言を行ってまいりました。
南 惟孝	社外監査役	2021年11月19日退任までの当事業年度に開催された取締役会には12回中12回、当事業年度に開催された監査役会には25回中25回に出席し、主に弁護士として培った豊富な経験・見地から、適宜発言を行ってまいりました。
大里 真理子	社外取締役 (監査等委員)	2021年11月19日就任以降、当事業年度に開催された取締役会には、10回中10回全てに出席し、また、監査等委員会には、6回中6回全てに出席し、経営者として着実に事業拡大を図ってこられた経験から、豊富な知見を活かし、取締役会や監査等委員会において当社の経営へ有用な提言を行っております。また、豊富な人脈と経営者として培った経験・見地から、適宜発言を行い、特に、任意の指名報酬委員会の委員長として、取締役の報酬体系整備を主導し、必要な経営人材の確保と透明性のある制度設計に生かしております。
清水 厚	社外取締役 (監査等委員)	2021年11月19日就任以降、当事業年度に開催された取締役会には、10回中10回全てに出席し、また、監査等委員会には、6回中6回全てに出席し、公認会計士、税理士としての豊富な知識や知見を活かし、取締役会や監査等委員会において財務、会計、内部統制に関する専門的な観点からコーポレートガバナンス体制及び内部統制の強化に寄与しております。専門的な見地に加え、経営者として培った経験から、適宜発言を行っております。また、監査等委員会の委員長として、三様監査（会計監査人・内部監査室・監査等委員会の連携した監査体制）の確立並びに運用定着に貢献しております。
中野 智美	社外取締役 (監査等委員)	2021年11月19日就任以降、当事業年度に開催された取締役会には、10回中10回全てに出席し、また、監査等委員会には、6回中6回全てに出席し、公認会計士、税理士としての豊富な知識や知見を活かし、取締役会や監査等委員会において、会計及び税務面での有用な提言に加え、専門的な立場で培った経験・見地から、適宜発言を行っております。主に、会計監査、内部統制への提言、月次経営報告や予算立案及び投資意思決定の際に、計数面での確認などを適時行っております。



溝上 聡美	社外取締役 (監査等委員)	2021年11月19日就任以降、当事業年度に開催された取締役会には、10回中10回全てに出席し、また、監査等委員会には、6回中6回全てに出席し、弁護士としての豊富なキャリアと知見を有し、当社の経営に関し高度かつ専門的な提言を行い、当社の内部統制やコーポレートガバナンスの強化に寄与しております。専門的な見地から、特に、ガバナンス強化に必要な各種契約書の内容確認を精力的に実施し、取締役会や監査等委員会において、問題点などの発言を適宜行っております。
-------	------------------	--

3) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

それぞれの社外取締役は、自らの経営者としての経験を活かし、業務執行経営陣から独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、本質的な課題やリスクを把握した上での助言・提言等、当社グループの企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。当事業年度においては、取締役の報酬決定プロセスについて、社外取締役（監査等委員）全員が任意の指名報酬委員会のメンバーとして、適切な経営人材の確保が可能な報酬体系の設計並びに評価方法の確立の議論などを通じ、透明性確保に寄与しております。また、株主との対話や面談にも積極的に応じ、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取り込む対応も実施しております。

4) 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役の選任にあたっては、証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしており、原則として候補者とする際に当該社外取締役が属する法人等及び本人と当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れのない、独立性を有した者を招聘することとしております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称  
監査法人アリア
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当社が支払うべき会計監査人としての報酬総額	35 百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35 百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社が支払うべき会計監査人としての報酬総額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

- ③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は、当社グループの役員、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、当社グループに共通に適用されるコンプライアンス行動基準を定め、それをすべての役員、使用人に周知徹底させます。
  - (2) 当社グループの役員、使用人に対して、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うこと等により、コンプライアンスに関する知識を高め、それを尊重する意識を向上させます。
  - (3) 法令遵守上の疑義がある行為等に関して、当社グループの使用人が直接通報する手段を確保するものとし、その手段の一つとして社外の弁護士によるグローバル内部通報連絡先を設置、運営しております。
  - (4) 反社会的勢力の排除のため、対応方針等を当社グループ内に構築し、その体制を整備するとともに、すべての役員、使用人に周知徹底させます。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 代表取締役社長兼CFOは、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理につき、統括責任者となっております。
  - ② 代表取締役社長兼CFOは、「文書管理規程」に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁媒体に記録し保存しております。その文書等については、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 企業価値向上、持続的発展を脅かす経営上の危機に対処すべく、代表取締役社長兼CFOの指示の下、管理本部管掌執行役員が危機管理を担当いたします。
  - ② 危機管理担当である管理本部管掌執行役員は、「リスクマネジメント規程」に基づき、グループ全体の横断的なリスクマネジメント体制の整備、問題点の把握、危機発生時の対応を行うこととしております。
  - ③ 「リスクマネジメント規程」において、経営上の危機について、カテゴリー毎に責任部署を定め、代表取締役社長兼CFOがその統括責任者となることとしております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 当社は、取締役会において、代表取締役その他業務執行を担当する取締役の職務分掌を規定する「職務分掌規程」を制定しており、当該規程に基づく職務権限及び意思決定ルールによる、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制をとっております。
  - ② 定時取締役会に加え、6本部長が参加する戦略会議を月に2回以上開催し、適宜迅速に重要な意思決定を行っております。また、選任された執行役員及び各本部長が、取締役会が決定した意思決定や決定に基づく業務執行を効率

的に行うための職務を分担しております。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 当社は、使用人が法令、定款及び当社の企業理念を遵守した行動をとるための行動規範「コンプライアンス行動基準」を定めております。
  - ② 当社の代表取締役及びグループ各社の社長は、グループ各社の業務の適正を確保する内部統制の確立と運用に関し、権限と責任を有しております。
  - ③ 内部監査部門だけでなく、経理の知見が豊富な財務経理部に規程違反及び潜在的なリスク調査を目的としたグループ会社の往査実施を補助させ、不適切な会計処理の再発防止策の適切な運営を図るとともに、代表取締役社長兼CFOのみならず、監査等委員会へ報告する体制を確立しております。
  - ④ 監査等委員会が、グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人との緊密な連携体制を構築しております。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - 監査等委員会を補助する組織を内部監査室とし、必要に応じ内部監査室内の適任者が、監査等委員会の指揮命令の下、同委員会の職務遂行の補助的業務を行うこととしております。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ① 前号の補助者の任命・解任・業績評価・人事異動については、監査等委員会の意見を尊重するものとしております。
  - ② 監査等委員会の指揮命令の下、その職務遂行の補助的業務を行う従業員は、その業務の遂行中は取締役等の指揮命令を受けないものとしております。
8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - ① 代表取締役その他業務執行を担当する取締役は、取締役会等において、随時その担当する業務の執行状況を監査等委員会に対して報告することとしております。
  - ② 取締役及び従業員は、監査等委員会が当社事業の報告を求めた場合、当社の業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応することとしております。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 監査等委員会は、代表取締役その他業務執行を担当する取締役及び会計監査人との連携を密接にするため、意見交換を適宜行い、監査が実効的に行われる体制をとっております。
  - ② 取締役は、監査等委員会の適切な職務執行のため、監査等委員会と子会社の取締役・監査役との情報交換が適切に行われるよう協力することとしております。
  - ③ 弁護士、公認会計士その他の外部専門家より監査業務に関する助言を受けることができる体制となっております。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① コンプライアンス体制

「コンプライアンス行動基準」を設け、当社グループの役員及び従業員に対して行動の指針及び基準を遵守するべく周知徹底しております。ケーススタディを中心に、役員及び全従業員を対象に年に一度以上の研修を実施しております。

### ② 取締役の業務執行

取締役の業務執行については、定時取締役会の開催に加え、代表取締役社長兼CFOを中心に、6本部の本部長が参加し開催される戦略会議を通じ、経営に関する重要な事項の決定や業務執行の状況の確認をしております。また、執行役員を選任しており決定された重要事項に基づく業務を実行の上、戦略会議において報告しております。

### ③ 監査等委員会による監査体制

監査等委員会による監査体制については、監査等委員会で決定した監査実施の方針、年間計画に基づき業務執行に関する監査を実施しております。また、取締役、会計監査人、内部監査室との意見交換を積極的に実施し、監査等委員会監査の実効性の確保に努めております。

### ④ 内部監査体制

内部監査室により、年間監査計画に基づき、内部統制監査を中心に実施されております。当社グループ各社について実施されており、監査結果については監査等委員会や取締役に報告されております。また、内部監査室長は、代表取締役兼CFOと各本部長で行われる戦略会議の場にオブザーバーとして参加し、必要に応じて、発言または監査等委員会への報告をしております。

## (7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

しかしながら、不適切な者が支配を獲得する可能性がある場合は、速やかに支配されることを防止するための体制を整える予定でおります。

## (8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置づけしており、将来の成長に向けた投資に必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ業績に応じた配当を実施することを基本方針としております。

具体的には、連結配当性向33%程度を目安として配当を行うこととし、2022年3月期から2024年3月期においては、業績にかかわらず安定的な配当を実施する観点から、これとあわせて連結純資産配当率(DOE)4%程度を配当の下限水準とすることを、基本方針としております。2025年度以降についても、当社の成長戦略等を踏まえ、同様の下限水準の設定を検討してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,947	流動負債	4,501
現金及び預金	10,142	支払手形及び買掛金	1,548
受取手形及び売掛金	2,959	短期借入金	601
商品及び製品	2,857	1年内返済予定の長期借入金	166
販売用不動産	615	未払費用	936
仕掛品	352	未払法人税等	564
原材料及び貯蔵品	2,783	賞与引当金	155
その他	1,249	製品保証引当金	14
貸倒引当金	△12	その他	514
固定資産	22,463	固定負債	5,148
有形固定資産	10,146	長期借入金	4,500
建物及び構築物	1,421	その他	647
機械装置及び運搬具	469	負債合計	9,649
工具、器具及び備品	163	(純資産の部)	
土地	8,077	株主資本	43,862
建設仮勘定	15	資本金	18,000
無形固定資産	1,647	資本剰余金	19,394
のれん	1,411	利益剰余金	6,470
その他	236	自己株式	△2
投資その他の資産	10,669	その他の包括利益累計額	△10,322
投資有価証券	956	為替換算調整勘定	△10,322
長期貸付金	9,250	非支配株主持分	221
その他	462	純資産合計	33,761
資産合計	43,411	負債・純資産合計	43,411

# 連結損益計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		12,887
売上原価		7,959
売上総利益		4,927
販売費及び一般管理費		3,710
営業利益		1,216
営業外収益		
受取利息	72	
受取配当金	49	
為替差益	388	
作業くず売却益	17	
その他	89	617
営業外費用		
支払利息	23	
持分法による投資損失	133	
その他	20	178
経常利益		1,655
特別利益		
固定資産売却益	335	
その他	3	339
特別損失		
固定資産除売却損	3	
その他	0	4
税金等調整前当期純利益		1,990
法人税、住民税及び事業税	139	
法人税等調整額	14	153
当期純利益		1,837
非支配株主に帰属する当期純利益		49
親会社株主に帰属する当期純利益		1,787

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年4月1日 首残高	18,000	27,969	4,634	△7,339	43,263
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,234			△1,234
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,787		1,787
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の消却		△7,340		7,340	
連結範囲の変動			48		48
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△8,574	1,835	7,337	598
2022年3月31日 期末残高	18,000	19,394	6,470	△2	43,862

	その他の包括利益累計額		非支配株主 持 分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
2021年4月1日 首残高	△11,060	△11,060	761	32,963
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,234
親会社株主に帰属する 当期純利益		－	－	1,787
自己株式の取得		－	－	△2
自己株式の消却		－	－	－
連結範囲の変動		－	－	48
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	738	738	△539	199
連結会計年度中の変動額合計	738	738	△539	797
2022年3月31日 期末残高	△10,322	△10,322	221	33,761



# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,183</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,554</b>
現金及び預金	4,915	買掛金	441
売掛金	1,856	短期借入金	767
販売用不動産	615	未払金	64
貯蔵品	0	未払費用	21
前払費用	59	未払法人税等	1
関係会社短期貸付金	166	賞与引当金	37
未収入金	438	その他	220
その他	132		
<b>固定資産</b>	<b>29,079</b>	<b>固定負債</b>	<b>5,260</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>8,806</b>	長期借入金	4,500
建物	730	長期未払金	474
構築物	3	関係会社支援損失引当金	186
機械及び装置	0	預り敷金及び保証金	99
車両及び運搬具	2		
工具、器具及び備品	3	<b>負債合計</b>	<b>6,815</b>
土地	8,065	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>61</b>	<b>株主資本</b>	<b>30,447</b>
ソフトウェア	61	資本金	18,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>20,211</b>	資本剰余金	19,450
投資有価証券	65	資本準備金	344
関係会社株式	10,340	その他資本剰余金	19,106
関係会社長期貸付金	11,920	資本金及び資本準備金減少差益	19,106
長期前払費用	0	<b>利益剰余金</b>	<b>△7,000</b>
繰延税金資産	21	利益準備金	29
その他	1	その他利益剰余金	△7,030
貸倒引当金	△2,139	繰越利益剰余金	△7,030
		<b>自己株式</b>	<b>△2</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>30,447</b>
<b>資産合計</b>	<b>37,262</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>37,262</b>

# 損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	9,821
売 上 原 価	8,080
売 上 総 利 益	1,741
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,442
営 業 損 失	299
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	76
受 取 配 当 金	413
受 取 賃 貸 料	0
為 替 差 益	305
そ の 他	14
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	22
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	82
そ の 他	13
経 常 利 益	990
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	333
そ の 他	2
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 売 却 損	3
そ の 他	0
税 引 前 当 期 純 利 益	1,322
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2
法 人 税 等 調 整 額	49
当 期 純 利 益	1,270

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
資本金及び 資本準備金 減少差益	繰越利益 剰余金						
2021年4月1日期首残高	18,000	220	27,804	28,025	29	△8,300	△8,271
当事業年度中の変動額							
当期純利益						1,270	1,270
剰余金の配当		123	△1,358	△1,234			
自己株式の取得							
自己株式の消却			△7,340	△7,340			
当事業年度中の変動額合計	—	123	△8,698	△8,574	—	1,270	1,270
2022年3月31日期末残高	18,000	344	19,106	19,450	29	△7,030	△7,000

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
2021年4月1日期首残高	△7,339	30,414	30,414
当事業年度中の変動額			
当期純利益		1,270	1,270
剰余金の配当		△1,234	△1,234
自己株式の取得	△2	△2	△2
自己株式の消却	7,340	—	—
当事業年度中の変動額合計	7,337	32	32
2022年3月31日期末残高	△2	30,447	30,447

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

ユニデンホールディングス株式会社  
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊

業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之

業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユニデンホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニデンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

ユニデンホールディングス株式会社  
取締役会 御中

監査法人アリア  
東京都港区  
代表社員 公認会計士 茂木 秀俊  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 山中 康之  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユニデンホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当社は令和3年11月19日開催の臨時株主総会におきまして、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたが、令和3年4月1日から令和3年11月19日（臨時株主総会終結時）までの監査については、当該期間の各監査役が実施した監査内容を引継ぎ、その内容を確認した上で当事業年度の監査報告としております。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月27日

ユニデンホールディングス株式会社監査等委員会

監査等委員	清水 厚	㊟
監査等委員	大里 真理子	㊟
監査等委員	中野 智美	㊟
監査等委員	溝上 聡美	㊟

(注) 監査等委員清水厚、監査等委員大里真理子、監査等委員中野智美及び監査等委員溝上聡美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置づけており、将来の成長に向けた投資に必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ業績に応じた配当を実施することを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の剰余金の処分につきましては、資本剰余金を配当原資として、次のとおりとさせていただきます。存じます。

### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき、金210円  
なお、この場合の配当総額は、1,234,526,790円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

(株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるための変更)

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、以下のとおり所要の変更を行うものがあります。

- (1) 変更案第15条(電子提供措置等)第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第15条(電子提供措置等)第2項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	<削除>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供の措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供の措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u>に書面交付請求した株主に対して<u>交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">(附則)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置に関する経過措置)</p> <p>1. <u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定に関わらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 定款一部変更の件

(会計監査人との責任限定契約締結のための変更)

#### 1. 変更の理由

会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって、会計監査人の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定(変更案第32条の5第1項)を定めるものであります。また、会計監査人が、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会計監査人と責任限定契約を締結できる旨の規定(変更案第32条の5第2項)を定めるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更は、本定時株主総会の終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<新設>	第5章の2 <u>会計監査人</u>
<新設>	( <u>選任方法</u> ) 第32条の2 <u>当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。</u>
<新設>	( <u>会計監査人の任期</u> ) 第32条の3 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
<新設>	( <u>報酬等</u> ) 第32条の4 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>

現行定款	変更案
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p><u>第32条の5</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって、免除できるものとする。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（1名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価した上で、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 [重要な兼職の状況]	所有する当社株式の数
<p style="text-align: center;">むとう ひろ 武藤 竜弘 (1976年1月1日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>2003年3月 株式会社イノアックコーポレーション 入社                      2005年11月 株式会社ベリングポイント 入社                      2008年6月 日本ガイシ株式会社 入社                      2016年6月 HOYA株式会社 入社                      2020年7月 当社入社 最高財務責任者（現任）                      2020年9月 当社取締役                      2020年11月 Uniden America Corporation CEO&amp;CFO（現任）                      2021年6月 当社代表取締役社長兼CFO（現任）                      2021年11月 ユニデンジャパン株式会社 代表取締役社長（現任）</p> <p>取締役候補者とした理由                      武藤竜弘氏は、経理・財務の専門領域に加え、SCMの業務コンサルタントとしての経験を活かし、製造業のGlobal CFOとして、各企業が抱える問題を解決してきた実績があります。入社以来、最高財務責任者また米国公認会計士として、内部統制・コーポレートガバナンスの強化に貢献し、国内のみならず、バンコクや米国での駐在経験などを活かし、当社グループの海外拠点、特にUniden America Corporationの管理強化、また、同社CEO及びCFOとして発展を主導してきた実績を評価し、今後もその経験及び実績を継続的に発揮しようと考え、取締役候補者いたしました。</p>	<p style="text-align: center;">977株</p>

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要は、事業報告19頁に記載のとおりです。なお、候補者が原案通り選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

ご参考：取締役会のスキルマトリックス

第4号議案が承認された場合の取締役会の構成及び各役員が有する主なスキル・経験・知識等は以下のとおりです。

氏名	事業・ 経営企画	営業・ マーケティング	製造・ SCM (Supply Chain Management)	財務・ 経理	法務・ コンプライ アランス	人事	海 外 ビジネス
武藤 竜弘	●		●	●	●		●
大里 真理子	●	●				●	●
清水 厚	●			●	●		●
中野 智美	●			●	●		●
溝上 聡美	●				●	●	●

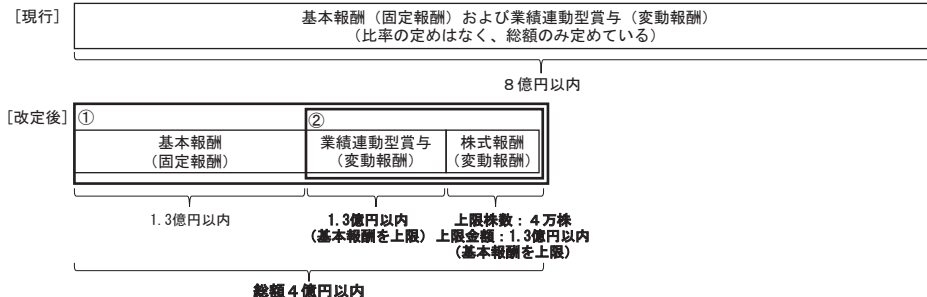
※各取締役候補者に期待される項目を示した表で、各人の全ての知見や能力を示した表ではありません。



## 取締役の新たな報酬制度について

< 第5号議案取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額設定の件及び第6号議案取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型報酬導入の件のご説明 >

### 参考：現行と変更後



① 報酬限度額の8億円から4億円への減額（第5号議案）

② 業績連動型報酬の導入（第6号議案）

当事業年度の当社の取締役の報酬制度は、事業報告19頁から22頁に記載のとおりであります。より透明性が高く、公平・公正で、優秀な人材獲得を図るため、任意の指名報酬委員会の審議・承認を経て、以下のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬制度を抜本的に見直すことといたしました。新たな報酬制度の概要は、次のとおりです。

### 【制度の内容】

1. 基本方針（取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等に係る決定方針について）

当社の取締役の報酬等は、以下の考え方にに基づき決定します。

- ・グローバル経営を支える優秀な人材の獲得・保有が可能となる報酬体系及び報酬水準とする
- ・中長期的な企業価値向上と株主還元のバランスを考慮した報酬制度とする
- ・公平・公正かつ透明性の高い報酬制度とする

## 2. 報酬体系

当社取締役の報酬体系は、「基本報酬（固定報酬）」及び「変動報酬」で構成し、変動報酬は、「業績連動型賞与」と「株式報酬」の2種類を組み合わせています。報酬の種類及び種類ごとの目的・概要は図表1のとおりです。

図表1 報酬の種類及び種類ごとの目的・概要

報酬の種類		目的・概要
固定	基本報酬	職責に応じた堅実な職務遂行を促すための固定報酬を設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・同業同規模企業群の水準を参考に、役位別に設定</li> <li>・金銭にて毎月支給</li> </ul>
変動	業績連動型賞与	事業年度ごとの業績目標の達成に向けて、毎年度着実に成果を創出するための比較的短期視点の業績連動報酬を設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業年度ごとの目標達成率に応じて、役位別の基本報酬額の0%～100%の範囲で支給を決定</li> <li>・目標達成率は、「売上高」、「営業キャッシュフロー」、「ROE」の3指標を用いて評価</li> <li>・原則として、各事業年度の業績確定後、金銭にて一括支給</li> </ul>
	株式報酬	中長期的な企業価値・株主価値の向上を目指すとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、業績連動型の譲渡制限付株式報酬（譲渡制限付株式の付与と引き換えにする金銭報酬債権）を設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価開始時点での役位別基本報酬と当社株価から算出される基準交付株式数を設定</li> <li>・3年間のTOPIX成長率に対する同期間の当社株価成長率を比較して評価し、達成率に応じて基準交付株式数の0%～100%の範囲で実際の交付株式数を決定</li> <li>・基準交付株式数のうち、評価係数に応じて算定された数の普通株式を譲渡制限付株式を付与し、これと引き換えにする金銭報酬債権を付与</li> </ul>

## 3. 報酬構成

業績連動性が高く、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した報酬制度・報酬構成を目指し、変動報酬の割合をより高めた結果、当社取締役の報酬構成割合は、「基本報酬：業績連動型賞与（上限値）：株式報酬（上限値）」＝「1：1：1」を目安とします。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額設定の件

当社の取締役の報酬等限度額は、2021年11月19日開催の臨時株主総会において、年額800百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、任意の指名報酬委員会に諮問した結果を踏まえ、当社取締役の職責や当社の業績の状況及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額を年額400百万円以内とさせていただきますと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとしたしたいと存じます。

本議案に係る報酬額は、従前と比較して半減すること、また、任意の指名報酬委員会への諮問並びに審議・承認を経て、当社における今後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の4名程度への増員の可能性やその職責等諸般の事情に照らし、相当であると考えております。

また、この報酬等限度額は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型報酬導入の件」が本定時株主総会で原案どおり承認可決されますと基本報酬、後記の業績連動型賞与及び業績連動型譲渡制限付株式報酬の総額の限度額となります。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は1名（うち社外取締役0名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、1名（うち社外取締役0名）となります。

【取締役に付与する業績連動型賞与の内容】

業績連動型賞与は、事業年度ごとの目標達成に向けて、毎年度着実に成果を創出するため、企業価値向上に資する適切な業績指標を設定し、業績連動性の高い仕組みとします。業績連動型賞与における業績評価指標及び仕組み並びに支給額の算定方法は、以下図表2、3の通りです。

業績連動型賞与は、対象取締役に対して、毎事業年度に、取締役会決議に基づき、上記算定方法に基づき賞与を支給するものといたします。

図表2 業績連動型賞与の業績評価指標及び仕組み

業績評価指標 (評価割合)	年度目標達成率の 上限値及び下限値	対基本報酬 支給係数幅	目的
売上高 (35%)	賞与支給の対象となる各指標 における目標の達成率の上限 値と下限値は達成率 ・ 上限値 (目標値) : 100% ・ 下限値 : 90%	0~1.0	事業規模の拡大
営業キャッシュ フロー (35%)			新規投資、株主還 元等を念頭に置いた経営の安全性の 確保
ROE (30%)			効率性の向上

図表3 支給額の算定方法

$$\text{賞与支給額} = \text{役位別基本報酬額} \times \text{支給係数}$$

※支給係数

$$= \text{売上高達成率支給係数} \times 35\% + \text{営業キャッシュフロー達成率支給係数} \times 35\% \\ + \text{ROE達成率支給係数} \times 30\%$$

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型報酬導入の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、株主との価値共有を一層高め、当社の中長期的な業績と企業価値の持続的な向上へのインセンティブ効果を高めることを目的として、固定報酬及び業績連動型賞与とは別に、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入したく存じます。

本制度では、毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき、一定の評価期間における特定の評価指標に係る達成率に応じて、取締役に対して譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資として払込みさせることで、当社の普通株式を交付します。交付する当社普通株式には、取締役が株式交付日から取締役を退任または退職する日までの間の譲渡制限を付します。

株式報酬として対象取締役に対して交付する金銭報酬債権の総額を、1評価期間当たり40,000株（当社の現在の発行済株式総数の約0.67%に相当）以内の株式に交付時株価（各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を意味し、同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とします。）を乗じた額以内といたします。但し、本議案の決議の日以降、当社株式の株式分割（当社株式の無償割り当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他当該相応の調整が必要な事由が生じた場合には、かかる分割比率又は併合比率等に応じて調整されるものとし、その具体的な内容は、取締役会決議をもって定めることとします。

本議案に係る報酬額は、第5号議案で提案の400百万円の報酬限度額内であり、株主との価値共有を一層高め、当社の中長期的な業績と企業価値の持続的な向上へのインセンティブ効果を高める目的と合致すること、また、任意の指名報酬委員会への諮問ならびに審議・承認を経て、当社における今後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の4名程度への増員の可能性やその職責等諸般の事情に照らし、相当であると考えております

株式報酬における交付株式数の算定方法並びに評価指標及び仕組みについては、以下図表4、5の通りです。

なお、本制度は、下記図表5の評価方法に応じて当社株式を交付するための金銭報酬債権を付与するものであることから、本制度導入時点においては、取締役に対して当該債権を付与するか否か並びに当社株式の数及び当社株式を交付するための金銭報酬債権の額は、いずれも確定しておりません。業績評価期間は、下記図表5記載の通りです。

図表4 交付株式数の算定方法

$$\text{交付株式数} = \text{基準交付株式数} \times \text{評価係数}$$

### ※1 基準交付株式数の考え方

基準交付株式数は、評価期間開始時における取締役の基準金額に応じて設定される株式数のことです。取締役ごとの基本報酬額を、評価期間開始月の直前3か月の東京証券取引所における当社株式の終値の単純平均値で除した株式数とします。

### ※2 評価係数の考え方

以下、図表5のとおり、当社株式に係る、評価期間中の当社の株価成長率を同期間における東証株価指数の成長率と比較し、その割合（以下、「対TOPIX当社株価成長率」といいます。）に応じて確定します。

図表5 評価指標及び仕組み

評価指標	・ 当社株価成長率
評価期間	・ 定時株主総会の開催日の属する月からその3年後の定時株主総会の開催日の属する月までの3年間とする
対TOPIX当社株価成長率の算定方法	<p>・ 算定式は以下の通り</p> $\text{対TOPIX当社株価成長率} = \frac{\text{当社株価成長率}(B \div A)}{\text{TOPIX成長率}(D \div C)} \times 100$ <p>A：評価期間開始月の直前3か月の東京証券取引所における当社株式の終値の単純平均値            B：評価期間終了月の直前3か月の東京証券取引所における当社株式の終値の単純平均値            C：評価期間開始月の直前3か月の東京証券取引所におけるTOPIXの単純平均値            D：評価期間終了月の直前3か月の東京証券取引所におけるTOPIXの単純平均値</p>
評価係数の確定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対TOPIX当社株価成長率が120%以上の場合、評価係数を1.0とし、当該数値を評価係数の上限とする</li> <li>・ 対TOPIX当社株価成長率が80%以下の場合、評価係数を0とする</li> <li>・ 対TOPIX当社株価成長率が80%を上回り、120%を下回る場合は、成長率に応じて評価係数を確定する</li> </ul>

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等限度額設定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等限度額は、2021年11月19日開催の臨時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、任意の指名報酬委員会に諮問した結果を踏まえ、職責、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、改めて監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきます。

本議案に係る報酬額は、更なる監査体制の強化を図るため、当社における監査等委員である取締役の1名程度の増員又は常勤監査等委員の1名程度の増員の可能性やその職責等諸般の事情に照らし、相当であると考えております。

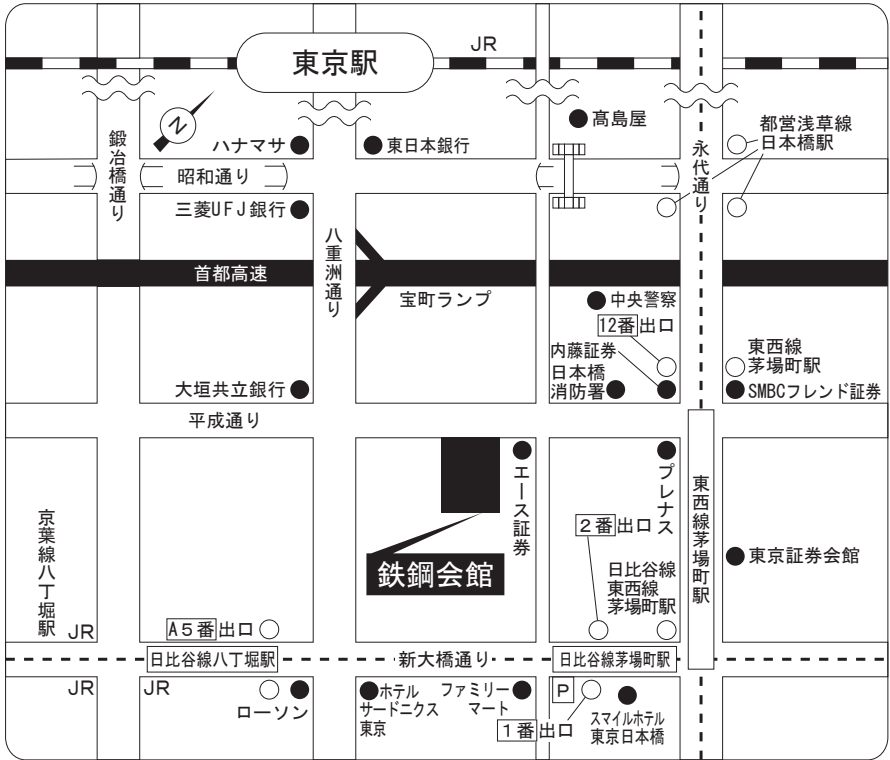
本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、4名（うち社外取締役4名）となります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区茅場町3-2-10

鉄鋼会館 7階



- 東西線「茅場町駅」下車 12番出口(日本橋消防署方面)徒歩約5分
- 日比谷線「茅場町駅」下車 1番出口または2番出口(八丁堀方面)徒歩約5分
- 日比谷線「八丁堀駅」下車 A5番出口(八丁堀交差点方面)徒歩約5分
- JR「東京駅」下車 八重洲口 徒歩約15分